

令和6年(ネ)第394号

慰謝料等請求控訴事件

控訴人(一審原告) 奥村昇次

被控訴人(一審被告) 友松孝雄

準備書面(被控訴人1)

令和6年6月28日

名古屋高等裁判所 民事4部 口係 御中

(送達先) 460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目2番5号

丸の内ヒビノオフィスライズ8階

被控訴人代理人

弁護士 野浪 正

弁護士 梶田

TEL 052-221-6871

FAX 052-221-6873



記

第1、本件の争点と考え方の整理

1、本件の争点は次の通りであることが原被告間において確認されている。(第5回弁論準備手続調書)

- (1)、令和4年12月28日の発言による被告の不法行為の成否
- (2)、原告の自由クラブの除名処分に関する被告の不法行為の成否
- (3)、原告の損害

である。

2、控訴人が控訴審で争う事実及び法律上の争点の整理

(1)、控訴理由書によれば、控訴人は、原判決が整理した「当事者双方の主張」及び、認定した前提事実すなわち、

イ、原判決のうち「第2 事案の概要」記載部分(1枚目から9枚目)

ロ、同じく「第3 当裁判所の判断」記載部分のうち1記載部分(裁判所の実事認定部分)

は争うことなく認めている。

(2)、控訴人の争う事実ないし法律上の争点

控訴人が原判決について争点とするところは次の事柄である。

- ①、「令和4年12月28日、自由クラブの部屋において(被告が原告に対して)『7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ』と発言した。」(原判決4枚目上から4行目以下)との点につき、原判決が「上記発言を認定することはできない。」(同14枚目上から9行目)としたこと。(控訴理由書1枚目から5枚目)

②、「原告の除名処分について、本件全員の開催及び全員の決定について」、
原判決が「原告の除名処分については、全員の決定が行われたものであると
いえる。」(原判決16枚目から18枚目)としたこと。(控訴理由書5枚目から10
枚目)

3、上記2、(2)の①及び②に対する被控訴人の主張の要旨

(1)、①について

被控訴人は控訴人が主張する発言をしていない。

原判決の認定判断に誤りはない。

(2)、②について

そもそも被控訴人に除名処分をする権限はなく主張自体失当である。

被控訴人が除名処分をしたとする主張・立証はない。

原判決の認定判断に誤りはない。

(3)、その他

被控訴人に賠償を求めることができる相当因果関係のある損害は発生していない。

第2、控訴人の主張に理由はないこと (控訴理由書記載事実などに対する反論)

[控訴理由書1枚目 第1 「7期議員を務めた…退会しろ」との発言があったこと 「1 原
判決の認定」 及び 同2枚目 「2 原判決の認定の誤り」(1)及び同3枚目上から1行目
以下の(2)記載部分] (控訴理由書1～3枚目の上段まで) に対する反論

1、結論

原判決の認定判断に間違いはなく、控訴人の主張は失当である。

2、控訴人の「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃
向かうとはなんだ、退会しろ」(以下「本件発言」という)と言われたとの主張に対する
(原判決14枚目上から2行目以下)(控訴理由書1枚目、第1記載部分)被控訴人の主
張は以下の通りである。

(1)、控訴人は、本件発言がなされた場所は、自由クラブのメインの部屋ではなく別室(会
議室)であるというが、これは原審での主張を愛するものであって、本件発言事実自
身に信用性がないことの裏付けである。

①、すなわち、控訴人は、控訴理由書において「証人梶田の証言によれば……被控訴
人の本件発言及び『そんなことはさせない、三役で決めて1月4日に報告をする』
旨の発言があったのは会議室の中で……のことである。」旨主張するが(2枚目下か
ら10行目以下)、控訴人と被控訴人とのやり取りがなされた場所について事実に反
する。

その主張は、控訴人自身の原審主張に反するものであり信用性は全くない。

なお、梶田証言が全体として全く信用性のないものであることは後述する。

- ②、自由クラブの会派用に与えられている部屋はメインの部屋と別室の2つがある(これは争いの無い事実である。)

原判決は、メインの部屋については「自由クラブの部屋」と述べ(判決書2枚目、下から8行目、4枚目上から4行目(原告の主張)等)、「別室」については「別室」と記載して区別している(同3枚目上から4行目、6枚目上から9行目(原告の主張)等)。

- ③、原審において、控訴人もメインの部屋と別室とは明確に区別して表記して主張し、本件発言は「自由クラブの部屋」でなされた旨主張している(原告準備書面(1)、11枚目下から9行目以下)。そして、「別室」は、1月4日に被控訴人が「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述べて自由クラブからの退会を事実上強要した場所、として主張している(同11枚目下から2行目以下)。

本件一連の事実経過に関し、「別室」は、令和5年1月4日の全員会の途中で使用された場所であるが、令和4年12月28日に使用されたことはない。

- ④、そして、控訴人も自己の陳述書(甲11)において「令和4年12月28日、自由クラブ控室において、……『7期議員を務めた会社で言うと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ!』……」、と記載している(甲11、7枚目下から8行目以下)。

そして「別室」については、令和5年1月4日のこととして、「1時間ほど経って名刺交換会が終わり、私は自由クラブの他のメンバーとともに、自由クラブの控室に移りました。その後しばらくして、私は隣の会議室に呼ばれましたが、……」と記載した。控訴人が「隣の会議室」は別室のこととして記述していることは明白である。(同10枚目上から4行目以下)。

また、控訴人は、12月28日の被控訴人とのやり取りが自由クラブのメインの部屋から隣の別室(会議室)に移動してなされた、などということは甲11の自己の陳述書(甲11の7、8枚目(3))でも全く述べていない

- ⑤、要するに、令和4年12月28日の控訴人主張の被控訴人の言動が、自由クラブのメインの部屋で行われたものであるとして控訴人が主張していることは、弁論の全趣旨として争いの無い事実であった。

- ⑥、それにもかかわらず梶田は甲10において、「令和4年12月28日の自由クラブの控室(メインの部屋)での控訴人と被控訴人のやり取りの最中に被控訴人は「奥村議員を別室の会議室に移るように指示し、友松議員は私にも『昇次から辞めるといふ言葉を言わせるので、立ち会って聞いておいてくれ。』と同席を求められたので、会議室に3人が移動しました。」と記載した(甲10の3枚目3項)。

- ⑦、しかし梶田は令和5年12月5日の尋問期日において、控訴人代理人の「あなたも最初から会議室に入ったんですか。」との質問に対し、「いえ、私が入ったのは加納満議員と友松議員、奥村議員が先に入りまして、ある程度時間が経った後に友松

議員から呼ばれて入りました。」(調書3枚目上から13行目以下)と突然加納満を登場させたのである。

- ⑧、そもそも、控訴人は、令和4年12月28日における控訴人・被控訴人の一連の言動事実の主張において、「別室」のことは全く主張しておらず、当然のことながら加納満議員も別室へ入ったなどとの供述は一切してない(加納調書1枚目上から13行目以下。8枚目上から4行目以下。)

その日に「別室」でのやり取りがなされたとの事実は、梶田が甲10で初めて記述した事柄であり、かつ、梶田は甲10にも記載しなかったにもかかわらず、尋問の際に初めて加納議員も別室に入ったと言及したのである。

- ⑨、そもそも被控訴人が控訴人を「追い詰める」(梶田調書3枚目上から11行目)とか誰かを「証人にさせる」(同下から9行目)、とか「控訴人から辞めるという言葉をおわせるので」「立ち会わせる」(甲10の3枚目の下から8行目以下)との意図があるとすれば、ことさらに「別室」へ移動することなくメインの部屋のままでやり取りを続けることに何の支障もないはずである。
- ⑩、特に、当時会派控え室には若干名の所属議員がおり、現場でのやりとりを見聞きしていたとのことであり(乙22、加納陳述書2枚目上から3行目)、被控訴人としては「証人性」とか「立会性」を求めるのであれば、あえて別室に移動するまでもなくメインの部屋でやり取りをするほうが望ましい状況であった。
- ⑪、また証人梶田は、自己が会議室に入ったときには加納満はいなかったというが(梶田調書4枚目14行目)、もし被控訴人が証人ないし立ち合い人を求めていたとすれば、加納を立ち去らせることなくその場に留めておくのが自然と言える。
- ⑫、よって、証人梶田の陳述書ないし証言はあまりにも不自然・不合理が多く、どうして信用性はない。

(梶田証言の不信用性はさらに後述する。)

- (2)、控訴理由書は、上記のとおり信用性・信頼性の全くない証人梶田の証言を根拠とし、《加納議員は本件発言の場(別室)にいなかったのであるから、加納議員が本件発言を聞いていなかったのは当然であり、本件発言を聞いていなかったとする加納議員の証言を根拠として本件発言がなかったと認定した原判決は誤っている。》(控訴理由書2枚目下から5行目以下)との文脈で原判決を非難しているが、詭弁を弄した主張で失当である。

- (3)、証人梶田の証言(控訴理由書3枚目(2))は全く信用性がない。

- ①、梶田証言の不信用性は、同人の尋問調書上の数多の不合理・不自然さから歴然としている。以下詳述する。
- ②、梶田は証人尋問において、結論として「除名処分がなされたことについて、全員会に諮られなかったが、手続きとしては正しい。」旨、明確に証言した(梶田調書9枚目下から8行目以下。)

- ③、同人は、令和4年1月4日の「自由クラブの会合の様子」について、甲10の4枚目上から11行目以下で記述している。そこでは（同4枚目下から4行目以下）、
- 「その後、友松議員ら三役が別室から出て来て、友松議員他三役から部屋にいる自由クラブの議員に対して、奥村議員を除名処分にする旨の話がありました。ただ、除名処分にした詳細な理由やその経緯などについては特に説明はありませんでした。
- また、奥村議員の除名処分について意見を求められたり、賛否を問うなどということも一切なく、三役でそのように決めたことを一方的に告げられただけでした。」とだけ記載されており、そこには、その経緯において除名処分が正当であるかどうかについての梶田自身の認識は述べられていない。

要するに、梶田は、陳述書においても除名処分の正当性自体については、明確に否定しておらず、梶田が証言で「除名処分が正当な手続きのもとになされた。」旨述べたことは真意（本意）であったと認めるのが自然である。

（さらに後述する。）

- ④、ただし、梶田の甲10（梶田陳述書）の記載内容ないし法廷証言には矛盾が多く一貫性が無く全体的に信用性はない。

具体的には次の通りである。

- i、令和4年12月28日の被控訴人と控訴人とのやり取りに関する部分について。
（上記(1)、⑥及び⑦に記載したが再掲する）

イ、甲10では「……と同席を求められたので、会議室に3人が移動しました。」と記載したが（3枚目下から7行目）、証言では「加納議員と友松議員、奥村議員が先に入りまして、ある程度時間がたった後に友松議員から呼ばれて入りました。」と明らかに別の事実を述べた（調書3枚目上から14行目）。

ロ、そして陳述書では、加納議員が会議室に入った旨の事実は全く述べていない。

- ii、令和5年1月4日の除名処分に関する部分について。

甲10では、梶田は、「自由クラブのメインの部屋」については「自由クラブの控室」ないし「控室」といい（4枚目下から13行目、同9行目、同7行目）、「別室」については「会議室」ないし「別室」と記載している（同下から12行目、同4行目）

イ、甲10では、その日、被控訴人ら三役が、別室から自由クラブのメインの部屋に戻った後の様子については、

「その後、友松議員ら三役が別室から出て来て、友松議員他三役から部屋にいる自由クラブの議員に対して、奥村議員を除名処分にする旨の話がありました。ただ、除名処分にした詳細な理由やその経緯などについては特に説明はありませんでした。また、奥村議員の除名処分について意見を求められたり、賛否を問うなどと言うことも一切なく、三役でそのように決めたことを一方的に告げられただけでした。」（4枚目下から4行目以下）

と記載されているに過ぎない。

ロ、法廷での証言は次の通りである。

被控訴人代理人の

「あなたは、1月4日の全員会で除名の理由と経緯の説明はなかったとおっしゃったんですね。」との質問に対し、

「はい。」と言い、

「それから、意見を求められることもなかったということですか。」との質問に対し、

「はい。」と述べ

「この除名についての賛否を問われることもなかった、こうおっしゃるわけですか。」との質問に対し、

「はい。」と答えた。

そのうえで、被控訴人代理人が、

「……、あなたは三役のほうから除名の理由と経緯と説明もなかった、それはそこにいる自由クラブのメンバーに意見を求めたりすることもなかった、賛否も問うことはなかった、こういうふうに言うんだけど、除名の手続としてそれは正しいと思っていたんですか、という質問です。」と尋ねたところ、梶田は明確に、

「正しいと思っています。」と答えた。(調書9枚目上から1行目以下)

しかも、被控訴人代理人は、その後若干の間をおいて、

「……その手続で除名の手続きとして正しいと思っていたかどうかということを知っているんですよ。」と念を押したところ、梶田は、

「はい。」と明言し、被控訴人代理人の念押しの

「あなたはそれでいいと思っていたんですか」との質問に

「はい。」と断言したのである。(同10枚目上から7行目以下)

ハ、要するに梶田は、根本的に除名手続きが正当に行われたものであることについては、承諾・承認していることは間違いのない事柄である。

ニ、それにもかかわらず、梶田は、曖昧模糊とした法廷供述をし、例えば、

「全員会はないと思っているの。」との被控訴人代理人の質問に対し、

「はい。」というので、

被控訴人代理人が、自由クラブの規約(甲1)を示し、梶田に規約の中身を理解していることの確認をしたうえで、その第4条を示し、これによれば除名は全員会で決定するとあるが、もし全員会がなかったというのであれば、この度の除名手続きは間違っているということになることは当然に分かっていたはずではないか、との趣旨の質問をしたところ(11枚目上から2行目以下) 梶田は、

「分かっていたかどうかというと、正直分かってませんでした。」(同下から8行目)とか

「除名手続があったかどうかということは、分かりません。知りません。」と返事した。(同下から1行目)

iii、梶田証言はその尋問の経過全体において支離滅裂であり、法廷供述全体が信用性の全くないものであることにつき疑念の生ずる余地はない。

⑤、要するに、控訴人の主張を裏付ける事実を認定判断する上において、梶田の陳述書(甲10)ないし法廷供述は全く証拠価値がない。

(4)、そして、加納満の陳述内容(乙22)及び証言は具体的で首尾一貫しており、極めて合理性があり、その信用性は高度である。

従って原判決が、加納証言を信用採用し、梶田証言を排斥したのは当然である。

(5)、控訴人の主張態度の不当

①、控訴理由書には、「他方証人加納も、控室でのやり取りの後会議室でのやり取りには『それは、私は参加しておりません。』と明言している(証人加納調書8頁11～16行目)ことから、少なくとも証人梶田が会議室に入室したときに証人加納はいなかったとの限りでは両者の証言は一致している。」というが、(控訴理由書2枚目上から12行目)、これはその引用が不正確であり、証拠を敢えて曲げて引用し裁判所を幻惑させようとする不当な主張である。

②、加納証人は、そもそも原告(控訴人)が本件発言がなされたとして主張する場所は自由クラブのメインの部屋であること、それがあったとされる時間帯にその場に自分もいたこと、との事実を前提として陳述書(乙22)を記載し(乙22の1枚目下から5行目以下2枚目上から4行目まで)、証言に臨んでいる。

③、控訴理由書で記載する上記①の加納証言の引用は間違っている。

加納の証言は次の通りである。

控訴人代理人は

「その控室でのやり取りの後、友松議員と奥村議員とあなたの3人で隣の会議室というか別室というのか、隣の部屋に場所を移してやり取りを続けたという記憶はありますか。」と尋ねた。

これに対し加納は

「それは、私は参加しておりません。」と答えた。

さらに控訴人代理人は、

「会議室に移ったということは、ないということですか。」と言ったのに対し、

加納は

「はい。」と述べた。

④、ここでの加納の発言は、「自分が別室へ移動した事実は無い」事を述べたにすぎず、他の者が別室へ移動したかどうかについては全く触れていないのである。

それにもかかわらず、控訴理由書は（加納は）「控室でのやり取りの後会議室でのやり取りには『それは、私は参加しておりません。』と明言している」とし、「少なくとも証人梶田が会議室に入室したときに証人加納はいなかったとの限りでは両者の証言は一致している。」と述べ（2枚目上から12行目以下）、加納があたかも控室でのやり取りの後会議室でのやり取りがあった事実は認めているかの如く印象付けようとしている。

その主張態度は余りに虚偽的・幻惑的であって信義・誠実に著しく反するものである。

この事実は、弁論の全趣旨として控訴理由書全体の信頼性を貶めるものである。

[控訴理由書3枚目 上から5行目以下の(3)記載部分]に対する反論

1、結論

そもそも控訴人（原告）の主張には「一貫して虚偽の主張」（明らかに事実に反し若しくは明白な無理不合理的な主張）と言わざるを得ない箇所が多い。以下に詳述する。

2、まず、控訴理由書は、控訴人の主張・供述に信用性があることの根拠として梶田の証言を掲げるが（控訴理由書3枚目上から9行目以下）、証人梶田のでたらめぶりは叙述のとおり詳述指摘した通りである。

梶田の証言は、逆に控訴人の主張が真実ではないことを裏付けるものである。

3、控訴人の主張には証拠上あるいは経験則上明かに事実に反しあるいは不合理的な部分が複数ある。

(1)、まず、控訴人は、《被控訴人が控訴人を自由クラブを除名処分とした》としてこの事実を損害賠償請求原因としているが主張自体失当である。

①、自由クラブの除名処分は自由クラブが為す行為であり、被控訴人個人が為すべきあるいは為すことができるべき行為ではない。このことは、甲1の自由クラブの規約上控訴人自身が当然に承知している事実である。

それにもかかわらず、被控訴人個人に対し損害賠償請求をするのは論理的に根本的な無理がある。

②、もしどうしても被控訴人個人に除名処分がなされたことについての責任を追及するというのであれば、その理由根拠を明確に主張・立証すべきであるが、控訴人はそれをしていない。

これはまさに、明白な無理不合理的な主張（請求）ということになる。

(2)、控訴人は、自明の事実に反する主張を重ねこれを改めようとしなない。

①、すなわち、控訴人は令和5年1月4日、自由クラブの別室においてのこととして、《被控訴人が「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述べて自由クラブからの退会を事実上強要した。》と繰り返し主張した（訴状の4枚目上から6行目、原告準備書面(2)の2枚目上から4行目）。

- ②、この点につき、被控訴人は、訴訟開始後ただちに令和5年3月9日付け答弁書で、
《その旨の言葉を述べたのは被控訴人ではなく政務調査会長である加納満である。》と
指摘反論し、その後も同様の主張を重ねた（答弁書の9枚目下から4行目。準備書面
（被告2）の2枚目末尾以下。準備書面（被告3）の3枚目末尾。）。
- ③、そして、原告はようやく令和5年9月18日付原告準備書面(4)の2枚目下から3行
目以下では、その発言は被控訴人の発言ではないことを前提として「自由クラブの団
長たる被告が法的責任を免れるものではない。」と趣旨不明の主張をした（同3枚目上
から10行目）。
- ④、当該発言が被控訴人ではなく加納満である事実は、客観的に明白で争う余地のない
事実である。それにもかかわらず、控訴人は、被控訴人の発言であるとの主張態度を
改めず、原告（控訴人）本人尋問においても
被告（被控訴人）代理人の
（除名が良いか脱会がよいか二つの選択肢の中から選びなさい、という言葉は）
「加納議員が言ったっていうことは認識していますか。」との問いに対し
「多分そうだと思います。」と述べ
「そうすると、加納議員が言ったことであるにも関わらずどうして被告が言った
という主張をしてるんですか。」と尋ねると
「……主導しているのは友松議員だと思います。」と言い
被告代理人が
「……加納さんが述べたことがはっきりしていることを、どうして友松にすり替
えて友松が述べたっていうような、事実に反する主張でしょう、これは。」とい
うと、
「そうは思いません。」と強弁した。
- ⑤、要するに控訴人は、自己の思い込みで物事を主張する人物であり、客観的事実を素
直に認めようとしなない（認めることができない）者なのである。
- (3)、後述するが、乙18（控訴人作成の会派所属届）の後段の「異勤年月日」欄は「令和5
年1月16日」と記載された部分の「16」の数字箇所が二重線で抹消されその上部に
「4」と記載されている。
この点に関し、控訴人は「市議会の公式決裁書類の受理印について恣意的に日にちを
改ざんされたことは、友松議員の計り知れない市議会への影響力が存在していることを
物語っていると思います。」と述べた（甲11控訴人の陳述書の14枚目末尾）。
全くもって不合理で妄想と言わざるを得ない主張である。とうてい、論理的合理性を
備えた話のできる人物とは思われないのである。
- (4)、そのような思考経路・行動様式の持ち主の控訴人において、論理的に合理性のある主
張をすることは不可能であり、主張自体失当とならざるを得ないのである。
その意味で控訴人の言う「控訴人は本件訴訟提起段階から一貫して虚偽の主張をして

いることになる……」(控訴理由書3枚目上から6行目)との主張は、まさにその通りである。

たとえば、控訴人は、被控訴人から「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ。」(上記本件発言)と言われた、というが、《7期議員を務めた被控訴人(=社長)と1年生議員の控訴人(=平社員)との図式は、まさに控訴人自身が日ごろから自認・自覚していた事柄であり、議会報の件で被控訴人から「無理を言ってはいけない。」「委員長と議会事務局に謝っておくように」と言われた際にこれは、社長から平社員が注意されたに等しい、と勝手に思い込み、それをあたかも現実に被控訴人が述べたこととして事実を構成して訴訟に及んだ、ということも十分に考えられる。

[控訴理由書3枚目 「3 原判決の判断の誤り」(1), (2) 記載部分] (控訴理由書3枚目の下から10行目～4枚目末尾まで) に対する反論

1、控訴人の主張の要旨は次の通りである。

A、(議会報原稿について)「議会報作成の関係者に対し、一定程度の負担をかけていた」
事実は無い。(控訴理由書4枚目上から9行目)

B、被控訴人は、《控訴人が市議会の一般質問で実際には質問していない事柄について無理やり議会報に掲載させようとしていた。》旨主張している。

そしてその一方で、被控訴人は法廷で「中身のことは、私はよく分かりません。」などと言い、控訴人自身も法廷で「被控訴人から議会報原稿についての経緯を説明するように求められてはいない。」と述べている。

そのような状況下において、被控訴人が「関係者に迷惑をかけている。」などと一方的に指摘し、控訴人に対して関係者への謝罪を強いているのである。

それにもかかわらず、原判決が「会派の団長の立場にあった被告が、原告に対し、議会報作成に関し、関係者に迷惑をかけていることを指摘して、謝罪するべきであると発言したことが、全く根拠のないことであったとはいえない。」と判示したことは不合理である。(同4枚目上から2行目以下最下行まで)

というものである。

2、しかし、それらは事実に反しあるいは評価を誤った主張である。

(1)、上記Aについて

①、控訴人が、令和4年12月の中旬以降の世間一般が慌ただしい時節に、

- a 実際に質問していない事柄を質問したとしてそのやり取りを議会報に掲載させようとした事実、
- b それに対して議会報編集委員長(伊藤杏奈議員)が(事実に適うよう)変更を求めた事実、
- c それに対して控訴人が直接市議会事務局との交渉をした事実、

- d 控訴人は一応議会報編集委員長ないし市議会事務局の求めに応じて「訂正」をしたこと、
 - e しかし訂正後の文面においても、質問していない事柄を記載していることに変わりはないこと、
 - f 上記経過において、令和4年12月28日の午前中に伊藤杏奈議員が、自由クラブにおいて控訴人に原稿の書き直しをするよう指導することを期待して、自由クラブの政務調査会長である加納議員に相談するため自由クラブの部屋を訪れたこと。
 - g、そして伊藤杏奈議員が加納議員に事情を説明しているところへ被控訴人も来た。被控訴人は上記 a～e の状況は、同じ自由クラブのメンバーで議会報編集委員でもある金澤議員から聞き及んでおり、控訴人に注意する旨述べたこと、
- は証拠上認められる事実である。(a～eについて乙28。fについて乙21(伊藤杏奈のメモ))。

②、乙28(別紙として添付する)は、議会報原稿記載についての控訴人の頑なな態度に困惑した議会事務局が作成したものであるが、これによれば控訴人が作成した原稿の経緯は以下の通りである。

なお、議会報編集委員会の事務は議会事務局が行っている。

- i、議会報原稿につき、控訴人は、「3回目の質問で(問うてはいないのだが)地図をつくることを提案する趣旨の発言は行っている。」との理由で「……『自転車が行き可能な歩道』が一目でわかる標識や道路標示を整備し、その市全体の地図作成を検討してほしい。」と記載した(乙28の左上欄の案1記載部分)。

しかし、市当局としてはそもそも「地図作成」に関しては問われておらず、答弁記事に書くことができないとされ、議会報編集委員会として控訴人に修正を求めた。

- ii、控訴人は「修正」には応じたものの、上記案1の末尾の「……を検討してほしい。」の部分を「……を行うことの市の考えを問う。」としたにすぎなかった。

そして、「案1(議場での発言内容にそるえる)・案2(他の議員の書きぶりにそるえる)どちらで掲載するかは、編集委員会での議論に従う。」(同左下欄の案2の下枠記載部分)と述べ、「地図作成」文言の修正には応じようとしなかった。

- iii、市当局としては、案2についても「地図作成を行うことの市の考え」は問われていない事柄であって答弁記事に書くことができないとし、「奥村議員の質問について、議会報にどのように掲載するか？」が懸案事項となったのである(末尾欄外記載)。
- iv、結局、年が明けてからの協議の結果、ようやく乙9の2枚目上段No.4の形で掲載されることとなった。もちろんここには「地図作成」の文言はない。

③、結局、最終的には、『自転車が行き可能な歩道』について、一目でわかる標識や道路標示を整備し、自転車、歩行者の安全を守ることを問う。」とされ、これが2023年(令和5年)2月号に掲載された(乙9)。

④、被控訴人は、令和4年12月28日当時、乙28を含め原告が掲載を要求する原稿そのものを見たわけではないが、自由クラブの部屋で議会報編集委員長の伊藤杏奈議員と加納議員が、控訴人は質問したことではない内容を掲載させるように要求している、との話を聞き、事実経過の概要を理解するとともに、会派の代表として迷惑をかけた関係者への謝罪をしておくべきと考えたのである（乙10の10～12項（2, 3枚目））。

⑤、以上の経過に照らせば、控訴人が「議会報作成の関係者に対し、一定程度の負担をかけていた」ことは明白であり、原判決の認定は当然である。

(2)、上記Bについて

①、控訴人の主張は、被控訴人の主張を曲げて引用して我田引水の論述をしており、失当である。

②、被控訴人が、《控訴人が市議会の一般質問で実際には質問していない事柄について無理やり議会報に掲載させようとしていた旨。》の主張をしていることは事実である（前提事実）。

しかしそのことと、被控訴人が《令和4年12月28日時点において、その具体的内容をどの程度承知していたのか》、とか、《その当日に控訴人に対してその内容について確認したのかどうか（主張事実）》、とは全く別の問題である。

後者の事柄は、被控訴人が控訴人に対し「被控訴人が関係者に迷惑をかけている」旨指摘したこととの論理的必然性はなく、原判決を非難するのは失当である。

要するに、原判決の論理は、《被控訴人が会派の団長として、メンバーである控訴人に対して第三者に迷惑をかけている事実を指摘し、その者達への謝罪を促した。》ことを認定すべき合理的理由がある、というものである。

③、原判決がいう「第三者に迷惑をかけている」とは、控訴人が、自己の市議会での一般質問を議会報に掲載するための原稿を作成するうえにおいて、事実に反する事柄（質問していない事柄）を強引に掲載させようとしたことが原因となって、市議仲間である議会報編集委員会や市議会事務局他の職員に迷惑をかけた、ということである。

④、端的に言えば、被控訴人として控訴人を注意するためには、《控訴人が第三者に迷惑をかけたこと及びそれが真実と認められることの認識》が得られれば足り、迷惑をかけた詳細事実を知る必要はなかったのである。

(3)、よって、控訴人の主張には理由がない。

[控訴理由書5枚目 (3)～(5)記載部分（控訴理由書5枚目の上から1行目～同21行目まで）に対する反論

ここでの控訴人の主張には論理的に正当性がない。

①、控訴人は「原判決は、被控訴人が控訴人に対し自由クラブからの退団が相当であると述べたことについて、『原告の政治的信条とは無関係にその人格そのものを攻撃するものであったとは認められない。』旨判示する（原判決15頁）。」と述べ、それを批判するのに、『7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ』と発言した。」との事実を論拠とする。

しかし、原判決は、その発言自体が存在しないと認定しており、その判断の正当性は本書面で被控訴人が詳細に述べた通りである。

②、よって、控訴人の主張には論理的に正当性がない。

[控訴理由書5枚目以下の「第2 除名処分について全員会における決定はなかったこと」のうち、「1 原判決の認定」、「2 原判決の誤り」記載部分]（控訴理由書5枚目の下から4行目～8枚目の下から12行目まで）に対する反論

1、ここで控訴人が主張する事柄の趣旨は、《被控訴人が会派届異動届を議会事務局に提出したのは令和5年1月13日のことである》、と認められる。

2、しかし、それは原判決の認定判断を左右する事実とはなり得ない。

自由クラブからの除名手続きは、1月4日の全員会の決定をもって完結終了しており、その後いつ議会事務局にその届出がなされたのかは、その結果に影響を及ぼすべき事柄ではない。

3、しかも、証拠上以下の事実が明らかである。

(1)、乙16は令和5年1月4日付で春日井市議会議長宛てで、「会派の名称 自由クラブ 代表者氏名」欄には被控訴人の署名が記載されている。

(2)、この点について被控訴人は「自己の署名である」（被控訴人調書7枚目上から9行目以下）と述べたほか、以下の通り証言した。

(3)、議会事務局に提出した日付については、「1月4日にやっておりますから、私は1月4日だと思っておりますけど。」と述べ、さらに、「1月4日の日に、当日に出したという認識なんですわ。」との問いに「はい。」と答えた。

(4)、これを議会事務局に実際に提出したのが誰であったのかについては、「記憶にないです。ただ私がこれにサインしたことは間違いないですから。」と答えた（同18枚目上から12行目以下）。

(5)、また、これは、あらかじめ誰かのワープロで作成して、それを被控訴人のサインを求めて、誰かが提出する、というのではなく、「（会派届出事項異動届）は）いつも事務局が用意してくれるものにサインするものである、とも述べた（18枚目下から4行目以下）。

(6)、甲13（沖中事務局長の回答書）でも事実としては

「脱会に係る出来事については口頭で報告を受けていた」（甲13の1枚目下から7行目）とか

「令和5年1月4日 自由クラブから人員の移動（奥村市議の脱会）があったとの報告を受けた。」（同じく下から3行目以下）

と明記されている。

仮に書面の交付をうけたのが1月13日であったとしても、議会事務局が事務処理上（原因事実発生の日であり、口頭報告を受けた日である）1月4日付でその書面の受付処理をすることに何ら問題はない。

(7)、また、本件届け出はあくまで結果通知報告であり、変更事項自体の有無成否には無関係である。

控訴人は、それをあたかも効力発生要件であるかのごとくに捉えて主張を展開しているが失当である。

(8)、いずれにしても、原判決が「原告は、令和5年1月4日付で、自由クラブの所属議員ではなくなり、無党派となった。」（原判決3枚目中段の(6)）と認定したことに誤りはない。

4、甲13については、控訴人がどのような趣旨目的で事務局長に「お問い合わせ」（上から6行目）をしたのかは不明であるが、この回答書記載事実は本件除名処分の有無・効果とは全く無関係である。

5、被控訴人は乙18を提出したが、その趣旨・目的は、「控訴人は除名処分はなかったと主張しているのに自ら自由クラブを出た旨の届け出をすることは矛盾行為であり、除名処分を容認していた事の証拠である。」として提出したものである。

そして、その「異動年月日」欄が「令和5年1月16日」の「16」部分が二重線で抹消されその上部に「4」と記載されているがその経過理由は知らない。控訴人によれば、議会事務局からの指摘で自ら訂正したとのことであるが、被控訴人は全く無関係である。

控訴人は、議会事務局から指示されたこと（甲11の14枚目上から12行目）を捉えて、被控訴人の計り知れない市議会への影響力が存在しているによるものである、というが（甲11の14枚目末尾）、見当違いも甚だしい。

6、要するに、控訴人の主張は、その主張の趣旨自体原判決の判断に影響を及ぼすべき事柄ではなく、また、控訴人は乙16ないし乙18をもって自己の主張の論拠とすべく試みているが、乙16、乙18の性質は単なる報告ないし通知文書にすぎず、控訴人の主張を裏付けるべき意味はない。

[控訴理由書8枚目以下の「3 原判決の判断の誤り」(1)から(4) 記載部分]（控訴理由書8枚目の下から11行目～10枚目の末尾まで）に対する反論

1、ここでの主張の趣旨は、原判決の「全員会において原告の除名処分についての意見書聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められる。」（原判決17枚目下から4行目以下）との判断が誤りであるとし（控訴理由書10枚目下から3行目以下）、その理由として、

イ、被控訴人自身が全員の決定の正当性に懸念を抱いていたと思われること ((1))。

ロ、除名処分の採決について実際に挙手を求めて賛否を取っていないこと ((2))

ハ、議事録が作成・提出されていないこと ((3))

を掲げている。

しかしこれらはいずれも理由がない。

2、上記イ（控訴理由書8枚目の下から10行目～10枚目の上から7行目）について

(1)、ここでの主張の要旨は、《乙16の「会派届出事項異動届」の提出時期が令和5年1月13日であることを前提とし（控訴理由書10枚目下から9行目）、令和5年1月4日にその提出をしなかったのは、被控訴人が除名する旨の決定の正当性に懸念を抱いていたからである。（同10枚目上から6行目）》というものである。

(2)、しかし、これは（本書面12枚目下段以下に記載した通り）前提事実自体が誤っているばかりでなく、除名処分は全員の承認された時点で確定しており「会派届出事項異動届」の提出及びその時期はその結論を左右するものではありえないことから主張自体失当である。

3、上記ロ（同10枚目上から8～13行目）について

(1)、会議における採決の方法は「実際に挙手を求めて賛否を問う方法」だけに限られているわけではない。

規約上、定足数ないし決議要件が有ればそれに従うことは当然として、採決の方法は、議長が会議体としての意思を確認するための適切な方法をその場の状況において判断する事柄である。

もし、構成員の中から決議の方法につき意見ないし要求があれば、その都度その対応を図ることになるに過ぎない。

(2)、本件の場合、《全員の承認において、控訴人の除名処分についての説明と質疑応答がなされ、採決の結果控訴人の除名処分が決定した。》との事実は、次の証言等から明らかである。

①、（加納調書6枚目上から10行目から7枚目上から14行目）。

加納証人は、「全員の承認を再開し、被控訴人の除名処分の理由とか経緯あるいは説明がなされ、質疑応答も経て、友松団長から『異存はないですか』との問掛けがあつて異論が出なかったことをもって、全体の了解事項とした。」旨証言した。

②、（金澤調書1枚目下から5行目～4枚目上から9行目）

金澤証人は、「長縄総務会長の全員の承認の開会宣告があり、一時中断して三役が別室に行った。しばらくしてから加納が呼びにきて控訴人が別室に入った。その後控訴人は控室に戻ってきたが帰って行った。

その後三役が別室から戻ってきて、全員の承認で加納政調会長が控訴人の除名処分にするかどうかの点について経緯と処遇についての説明をした。

質疑応答があり被控訴人が採決行為として『自由クラブとして奥村昇次を除名することについて賛否を問う、皆さんどうですか。』と尋ねたところ、メンバーの2名から

『それでよいと思います。』との発言があり、他に異論はなく、除名処分が決定した。」旨証言した。

(3)、よって、原判決の認定は当然であり争う余地はない。

4、上記ハ（控訴理由書10枚目上から14行目から18行目）

議事録の作成・提出はあくまで証拠方法の一つにすぎず、上記のとおり、全員会において除名処分が決定したことが明らかとなっている以上、その存否を云々することは無意味である。

5、以上の次第で控訴人の主張に理由はない。

第3、被控訴人の主張

1、本件訴訟は、本質的に法律上の争訟に該当せず、不適法として却下されるべきである。理由は以下の通りである。

2、本訴において基礎となる事実は公益目的に係るものである。

(1)、本訴は、通常一般人同志の争いではなく、公職選挙法に基づく選挙によって春日井市民（約31万人）（有権者数約25万人、乙1）から選出された市議会議員間の争いである。

そして、控訴人が本訴で主張するすべての事象は春日井市政に関する事柄であり、被控訴人と控訴人との言動も、春日井市役所庁舎内における春日井市政に関連する公益目的のものである。

(2)、市議会議員の使命は、その地域社会ないし市民の生活の向上をめざして活動することであり、その理念を達成する上において、公益目的を目指すものであることは共通であるとしても、互いの政治上の理念・立場により、熾烈な議論・論争が生じるであろうことは当然に予想されるところであり、むしろそれは歓迎されるべき事柄ともいえる。

(3)、そして、もしその過程においてなんらかの「争いごと」が生じたとしてもそれは基本的に公益を目的とする活動上の考え方（政治家としての立場）の相違によるものと言えることから、そのような争いは政治の場で解決するべきであり、司法の場に持ち込むべき事柄ではありえない。

3、除名処分が名誉棄損であるとする請求について

(1)、自由クラブは、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有する普通地方公共団体の議会を構成する市議会議員の中で、政治的立場ないし考え方を同じくする者達が一体となって政治活動をする目的で任意に構成する任意団体であり、その構成員の身分の得喪に関する事柄はその自律的な判断に委ねるのが適当であり、司法審査にはなじまないというべきである。

(2)、自由クラブでは、その規約において「除名」を定めているが、これは、「仲間内において、一体となって政治活動をする上で妨げとなると認めたものをその団体から排除する」手続である。よって、「除名」に「名誉棄損」の意図はありえず、「パワーハラスメント」

とは全く無関係である。

しかも、控訴人は、その身分を喪失させられたことに関し、直接身分の有効性の確認ないし回復を求めるのではなく、本来得喪についての権限のない被控訴人に対し個人的な恨みとして慰謝料を請求するものであるが、それは政治上の問題を個人の争いにすり替えるものであって、その本質が「司法審査になじまない請求」であることに変わりはない。

- (3)、会派は、政策について考え方を同じくする議員が、多数派を構成して政策を実現させる目的で集まった団体であり、メンバーの中に別の考え方の持ち主がいれば、それを排除しようとするのは当然のことである。

会派の仲間から、会派からの脱退を求められたときには、すなわち、仲間として認められないとの判断を示されたことであり、そのような場合には、むしろ自ら離脱して自己の信念に即した自由な行動をとり、自ら多数派を構成するか別の会派への帰属を求めるところこそが、自立性・自主性のある市議会議員としての在り方と言える。

- (4)、要するに、本質的に「除名」行為に「名訴毀損」の意図はありえない事柄なのである。

4、政治上の活動に関する議論中の発言を名誉棄損とする請求について

- (1)、被控訴人は、控訴人主張の発言（7期議員を……云々）自体を否認し、原判決も被控訴人の主張を認めたが、そもそも、政治上の議論の場での発言を名誉棄損呼ばわりすること自体失当である。政治の場で発生したもしくは発生しうる問題は政治の場での解決を求めるのが政治家としての使命であり矜持というべきである。

- (2)、その議論の中で、言いかえれば公益活動上の言動において、自己の意に沿わない言葉を言われたとしても、それは言い返せば済むべき事柄であり、訴訟の場で損害賠償請求をするなど、政治家として恥ずべき事である。

それにもかかわらず、控訴人は、その中で発せられた言葉をとらえて「パワーハラスメント」行為などというが、そもそもパワーハラスメントとは基本的に社会的地位において上下関係のあるものの中で、上の者が下の者に対してその行動環境を害する目的で行う行為をさす。

しかし、控訴人と被控訴人は市議会議員として対等であり、上下の関係はありえない。別の言い方をすれば、互に言われたら言い返すべき立場にある者同士である。

それを《言われたことがパワーハラスメントに該当する。》として司法の場に助けを求め損害賠償請求をするとは、全くもって市議会議員として職責の放棄であり恥ずべきことである。

市議会議員としての資質を疑わざるを得ない。

- (3)、控訴人の主張態度は、政治家としての行為ではなく専ら個人のひがみ根性を被控訴人にぶつけているものであって、政治家としての品位を害し一般春日井市民の信頼・負託を裏切る行為である。

5、それにもかかわらず、本訴を提起した控訴人の要求手続きをそのまま許容し、司法審査

の対象として手続きを進めることは、将来、政治問題を司法問題にすりかえる悪弊を招く恐れがあり、裁判所は明確に不適法として却下すべきである。

第4、結論

いずれにしても控訴人の請求に理由はなく、却下もしくは棄却すべきである。

以上

一般質問記事について

「自転車安全利用に関する啓発」について

質問（奥村昇次議員）	答弁（市民安全課）
<p>案1 （編集委員会2回目時点）</p> <p>自転車の交通違反で赤切符を切られる恐れがあると不安になる市民が多い。自転車の交通ルールは、小中学校で教わるが、詳しく理解している大人はほとんどいない。実践的な自転車の交通安全教室を高齢者を含め全市民に更に実施することと「自転車が行き可能な歩道」が一目でわかる標識や道路標示を整備し、その市全体の地図作成を検討してほしい。</p> <p>3回目の質問で、(問うてはいないのだが) 地図をつくることを提案する趣旨の発言は行っている。</p>	<p>自転車に係る交通ルールやマナーについての啓発として、小中学校や地域団体、老人クラブ等を対象とする、自転車を使用した参加体験型の交通安全教室を開催しています。自転車が通行可能な歩道の周知については、自転車を利用する際に、標識や道路標示等により一目で分かるよう整備されていることが効果的であると考えられますので、警察や道路管理者とともに、他市の事例等を参考に調査研究していきます。</p>
<p>案2 （編集委員会2回目後、奥村議員に修正してもらった記事）</p> <p>自転車の交通違反で赤切符を切られる恐れがあると不安になる市民が多い。自転車の交通ルールは、小中学校で教わるが、詳しく理解している大人はほとんどいない。実践的な自転車の交通安全教室を高齢者を含め全市民に更に実施することと「自転車が行き可能な歩道」が一目でわかる標識や道路標示を整備し、その市全体の地図作成を行うことの市の考えを問う。</p>	<p>案2で答弁記事作成を依頼した結果、当局としては「地図作成を行うことの市の考え」は、(議場内で) 問われていないので、答弁記事に書くことができない。</p>
<p>案1（議場での発言内容にそるえる）・案2（他の議員との書きぶりにそるえる）どちらで掲載するかは、編集委員会での議論に従う。</p>	

検討点：奥村議員の質問について、議会報にどのように掲載するか？

令和6年(ネ)第394号

慰謝料等請求控訴事件

控訴人(一審原告) 奥村昇次

被控訴人(一審被告) 友松孝雄

準備書面(被控訴人2)

令和6年7月8日

名古屋高等裁判所 民事4部 口係 御中

(送達先) 460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目2番5号

丸の内ヒビノオフィスラインズ8階

被控訴人代理人

弁護士 野浪 正

弁護士 梶田



記

【この準備書面の趣旨】

1、本件訴訟は司法が関与すべき事案ではない。

政治家の争いに司法が利用されてはならない。

本訴請求は、市議会議員の任意団体内部における、政治家としての理念の争いに起因するものであって、司法が介入すべき事柄ではない。

控訴人は、政治家の理念の争いに司法を利用してはならず、本訴提起は権利の濫用である。

2、政治家同志の任意団体におけるメンバーの除名処分につき、対象となった政治家がそのことによって保護されるべき権利ないし法的利益はありえない。

(1)、すなわち、自由クラブは春日井市議会議員で構成される任意団体で、その目的は「議会政治の本旨に基づき、春日井市政の発展のため必要な施策の実現を期するとともに団員相互の親睦を図ることを目的とする。」というものである(甲1、第3条)。

(2)、その団員は、その目的に賛同する者を持って組織される(同第4条)。

そして、入団・退団、除名等の処分は、役員会を経て全員会で決定する(同第4条)。

(3)、これらに照らせば、除名処分は、あくまで《任意の集まりからの排除》にすぎず、それは《人格的利益の侵害》とは全く無関係の事柄である。

(4)、よって、本件訴訟において、控訴人が「社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳という人格的利益」(原判決7枚目上から13行目)の侵害を主張するのはそれ自体失当である。

控訴人には、本件除名処分に関し、法的に保護されるべき権利ないし被侵害利益はない。

3、控訴人準備書面(1)(以下「頭書書面」という)による主張は、除名決議の有無に関し、新たな主張を展開し、新たな証拠があるとするものであるが、以下の通り失当である。

(1)、上記の通り、そもそも除名処分は、本質的に対象者のなんらかの法的権利を侵害する

性質のものではない。

- (2)、原審で審理を尽くした上での判決が出た後に、新たな証拠があるとして新たな主張をすること自体、まさに、本件訴訟が上記の《政治家同志の権力闘争に裁判所を利用する》ものであることを露呈している。

すなわち、控訴人は訴状において『全員会の決定決議を経ていない。』と主張している以上（訴状4枚目下から11行目以下）、頭書書面で主張しその立証方法として提出する証拠は、原審においてイの一番に提出すべきものであった。

それにもかかわらず、一審判決がでた後に、しかも十分に時間的余裕があったにもかかわらず口頭弁論期日の8日前に、被控訴人の準備が困難な時機に提出するとは、まさに被控訴人を困惑させ訴訟を長引かせる目的でなされたものと考えられない。

- 4、控訴人は「除名処分を受けたことが春日井市民に伝播する可能性があった。そのことによって、社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳という人格的利益を侵害された。」というが（原判決7枚目上から10行目以下の要約）、被控訴人は除名処分を外部に公表したことは一切ない。

このことは被控訴人は準備書面（被告2）の6枚目下から3行目以下で詳述した。

そして、控訴人はこの事実を明らかに争っていない。

よって、相当因果関係が無く不法行為が成立する余地はない。

以上の事柄について、控訴人の頭書書面ないし新たな証拠申請につき、
イ、主張自体において、不法行為責任追及としての論理的構成が間違っており、かつ、
ロ、その主張事実の論理的整合性ないし信用性が疑わしく、また、
ハ、申請証拠には証拠価値が乏しいことが弁論の全趣旨として明らかであり、
ニ、主張事実全体として重大な欠陥を備えていて、この度の主張立証によって原判決の結論に影響をうける可能性はなく、さらに
ホ、民事訴訟法上到底そのような主張ないし立証が許される余地がない、
ことを詳述する。

第1、本件訴え自体が却下されるべきこと

- 1、頭書書面による控訴人の主張等は、口頭弁論期日8日前のこの期に及んで、全く新たな主張をするとともに、議員3人の供述及びそれに関する証拠類を提出するものである。

しかしながら、その内容に照らせば、この度の主張ないし証拠申請は、控訴人が市議會議員同志の権力闘争を裁判所を利用して行おうとしているものであることが明白となった。

- 2、控訴人は、市議会事務局の職員2名との会話を盗み録音までしているのである（甲21、22）。違法証拠であり、証拠を違法収集しているのである。

控訴裁判所は、このような品位のない政治的な争いに関与すべきではない。

控訴人の主張ないし立証方法はそれ自体に正義が無く、その様な者に裁判所が利用されてはならない。

第2、控訴人準備書面(1)について（全員会による除名処分の有無の件）

1、頭書書面は要するに《除名処分について全員会における決定はなかった》と主張するものである。

イ、しかし、これは原判決を取り消すべき理由ではない。

ロ、控訴人の主張は、主張に一貫性がない。

ハ、除名処分の当否は本訴請求の要件事実ではない。

ニ、長縄典夫、堀尾国大、奥村博史の供述に証拠価値はない。

2、すなわち、本件における《除名処分》に関する争点は

《原告（控訴人）の自由クラブの除名処分に関する被告の不法行為の成否》（原判決3枚目下から11行目）であり、控訴人の主張は、

A 《原告の除名について役員会の決定決議は経られなかった。また、被告は、原告以外の自由クラブの所属議員全員の前で原告の除名処分を言い渡したが、全員会において採決は行われておらず、原告の除名について全員会における決定はされていない。さらに、原告は三役の前で除名か退団かの選択を迫られたものの、弁明の機会を与えられることはなかった。》（原判決6枚目下から3行目以下）

そして、

B 《本件規約に明確に違反する重大な手続違背といえ、被告の行為には違法性が認められる。》（同7枚目上から6行目）

とし

C 《原告が自由クラブにおいて除名処分を受けたことについても、他の自由クラブの会員、市議会議員、市当局の職員等から春日井市民に伝播する可能性があった。したがって、原告は、被告が恣意的に行った除名処分により、春日井市議会議員、自由クラブ会員及び政治家として、社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳という人格的利益を侵害された。》（同上から10行目以下）

というものである。

3、頭書書面による主張ないし提出証拠は、上記Aのうち《全員会による除名決議》部分に関するものである。

(1)、この点につき、原判決は、「全員会による決定が行われたものであるといえる。」とした（18枚目上から7行目以下）。

その根拠とする証拠は、主として証人加納、同金澤の証言ないし供述によるものである。控訴人側の梶田証言の曖昧さないし一貫性のなさをその反対証拠としており、十分に合理性がある。

(2)、そして、頭書書面は、それを争うのに、加納証言、金澤証言の信用性を争うことは

ないまま、これまで全く主張しなかった長縄典夫、堀尾国大、奥村博史、の3人の当時の自由クラブのメンバーの陳述を持ち出しているがそれ自体不審である。

すなわち、もし、真にそれらの者がそのような主張をしているのであれば、(別途時機に後れた攻撃防御方法の問題として指摘するが) 控訴人としては当然に原審の段階で提出することができ提出すべき証拠であった。

- (3)、特に長縄典夫は、本件当時(令和5年1月4日)、自由クラブの三役の一人の総務会長であり、別室で行われた役員会において、役員として控訴人につき『任意の脱退か除名処分止む無しとの判断をさせる。』ことの意味決定をした一人である。

そして、控訴人が任意の脱退を拒否して別室から出て行ったあとは、他の役員である被控訴人及び政務調査会長である加納満(原審において証言済み)とともに、控室に戻って全員会を再開した当事者の一人であり、そこで控訴人の除名決議を完成させる手続きに関与した当事者である。

要するに長縄典夫は、役員会の決定(控訴人を除名処分にする)をし、全員会を主催した当事者である。つまり、長縄典夫は総務会長として全員会の運営の担当者ともいべき地位立場のものであり、「全員会はなく決議はなかった。」などと述べることは自体ありうべからざる事柄である。

それにもかかわらず、長縄典夫がこの度頭書書面に記載された如き供述をし、その旨の証言をするとすれば、かつて自由クラブの総務会長であった者として明白に事実と反する証言を行うことになるものであり、著しい背信行為である。控訴人が長縄典夫によって立証しようとする事実は、長縄典夫の虚偽供述を求めるものであると言わざるを得ず、その様な者の証言に信用性はなく、証拠価値がないことは自明と言える。

- (4)、上記堀尾ないし奥村の供述も民訴法第156条(攻撃防御方法の適切な時期提出義務)に違背しており、「全員会において除名決議がなされた」との原判決の判断に影響を及ぼすべき証拠とはなり得ない。

- 4、さらに、そもそも本件で問題とされる「除名処分」は、任意組織からの自浄作用の方法としての手続であり、これが人格的利益を侵害するということはありません、その意味で主張自体失当である。
- 5、《除名処分》事実について、自由クラブとしても被控訴人個人としても外部に明らかにした事実は無い。議会事務局に対しても異動届(乙16)を提出しただけで、『除名』したとは述べていない。

この点につき、原審においても控訴人は明らかに争っておらず、現に、控訴人は何らの主張・立証をしていない。

よって、除名処分の可否と控訴人主張の《人格的利益の侵害》には相当因果関係がなく、結局原判決の結論に影響はない。

- 6、もし、《除名処分》が無効であるというのであれば、控訴人としては、(同年に施行された選挙日までは)今なお『自由クラブの団員である』と主張するのが論理的帰結とな

る。しかし、控訴人は、自ら令和5年1月16日付書面にて1月4日に自由クラブの会派を脱退した旨の届け出を提出している(乙18)。

これはまさに、自ら除名処分を受けたことを自認するものである。

そしてこれは、自ら全員の除名処分が有効であることを前提とした行為である。

もし、その認識がなかったとすれば、乙18を提出するのは不合理である。

1月4日の全員会に出席しなかった控訴人が、1月16日に乙18を提出したのは、1月4日以後に、他の自由クラブ所属議員から除名処分がなされたことを十二分に確認したからこそ提出したと見るのが自然である。

よって、除名処分がなされたこと自体を争うのは、自己の所為に照らせば明らかに矛盾している。

- 7、そして、繰り返しになるが、控訴状ないし控訴理由書提出後、被控訴人の反論書を受け、口頭弁論期日8日前のこの期に及んで、全く新たな主張である上記議員3人(長縄・堀尾・奥村)の供述及びそれに関する証拠類を提出するのは、本件が市議会議員同志の権力闘争であることを示すものであり、そもそも裁判所はこのような争いに関与すべきではなく、訴えを却下すべきである。

第3、控訴人準備書面(1)及び関連証拠について(民訴法上の問題)

- 1、「第1 除名処分について……」記載部分と長縄典夫の人証申請その他の提出証拠について

(1)、主張はすべて争う。長縄典夫の証人調べをする必要性はない。

その他の証拠も関連性が乏しく、証拠価値はない。

(2)、頭書準備書面による主張は、被控訴人が準備書面(被控訴人1)の16枚目第3の1、2項で指摘したとおり、まさに本件訴訟が多数の市議会議員を巻き込んだ政争の場となっていることを如実に表すものである。

本件は、司法の場に持ち出すべき事件ではない。

そうでないとしても、その様な主張があるのであれば、第1審において主張立証すべき事柄であった。

(3)、特に、2(1)記載部分(長縄典夫議員に関する記載)、同(2)記載部分(堀尾国大議員に関する記載)、同(3)記載部分(奥村博史前議員に関する記載)、同(4)記載部分、及び証人長縄典夫の人証申請は、時機に後れた攻撃防御方法であって却下を求める(民事訴訟法第157条1項)。

また、控訴人が頭書書面と同時に提出した証拠についてもすべて同様である。

(高裁における時機遅れの主張についての参考判例 知財高裁第2部 平成30年11月26日判決 平成29年第10055号)

民訴法第157条1項該当性の理由を以下に述べる。

①、時機後れ該当性

本件につき、現在の審理の状況は、控訴人から控訴状及び控訴理由書が提出され、これに対して被控訴人が答弁書と控訴理由書に対する反論書を提出し、次回期日である7月12日には結審が予定されている状況である。

ところが頭書準備書面及び人証申請内容は、原審段階において争点とされた《全員会の開催と除名決議の有無》に関するものであり、これは上記の通り、控訴人が訴状の段階から主張しており当然に原審において主張・立証を尽くすべき事柄であった。

それにもかかわらず、敢えてこの期に及んで提出するとは民訴法第2条の信義誠実訴訟進行義務に違反するものである。

よって、時機に後れた攻撃防御方法であることは明白と言える。

②、故意または重大な過失性

頭書主張および3名の議員ないし前議員の供述に関する主張は、当然に原審における訴訟提起当時から準備ないし証拠化が可能であった事柄である。

そして、全員会の開催と除名決議の有無は訴訟提起当時から明確に争点となっており、被控訴人は加納証人・金澤証人を、控訴人は梶田証人を申請している。

特に長縄典夫議員は三役の一人であり、控訴人が証人とすることを求めるのであれば、まず第一に同人を申請することは容易であった。

それにもかかわらず、原審においては頭書の主張は全くせず、それどころか、控訴理由書においても全く触れずかつその時点で人証申請もせず、7月12日に結審予定直前の7月4日において、頭書主張と人証申請をすることは、被控訴人に準備の機会を与えない意図があるのではないかとの疑いすらもたれ、極めて不当と言わざるを得ない。

よって、頭書の主張ないし人証申請の遅れが故意または重大な過失によりなされたものであることは明らかである。

③、訴訟完結遅延性

被控訴人としては、もし頭書書面ないし申請証拠が採用されるとすれば、当然にさらなる慎重な反論ないし反証を検討・準備する必要がある、さらに、長縄典夫の尋問をすることになれば時日を重ねざるを得ず、7月12日に結審することができないことはもちろん、審理終結の目途が立たないことになって訴訟が遅延することは明らかである。

(4)、以上の次第で、頭書主張および人証申請及び甲14号証以下は、時機に後れた攻撃防御方法として却下を求める。

2、第2記載部分

争う。

3、証人長縄典夫の証拠申出について

(1)、時機に後れた攻撃防御方法であり、却下を求める。

理由は上記の通りである。

(2)、必要性がない。

①、そもそも会派からの除名処分は、その性質上対象者の《人格的利益の侵害》とは無関係であり、その成否を云々することは、原判決の結果に影響を及ぼすべき事柄ではない。

②、そこで立証しようとすることは、すでに原審において審理が尽くされており、これ以上の立証は、必要性がない。

③、もし同人により立証しようとする事実が真実であるというのであれば、控訴人としては、原審において梶田正直を証人とするのではなく長縄を証人とするべきであった。

それにも関わらず、控訴人が原審においてあえて長縄を申請することなく梶田を申請したことは、長縄より梶田に証拠価値があったと認めたからであろう。

④、さらに、上記の通り、長縄は本件当時自由クラブの総務会長として三役の一人であり、役員会において控訴人を除名処分とすることを決し、かつ全員会において除名決議を主催した当事者である。つまり役員会において控訴人を除名処分とすることを決し、全員会を再開して除名決議をした当事者本人の一人である。

そのような地位立場にあった者が、総務会長職及び信頼関係のあったはずの被控訴人を裏切る内容の供述をし、さらに証言しようとしても、信用性・信頼性を期待できるはずがなく真実・正義に適った証拠となり得る余地は全くない。

(3)、よって長縄の証人申請は却下されるべきである。

第4、その他

控訴人の主張事実自体、それによって、控訴人に法的保護に値する被侵害利益が発生する余地はなく、かつ、本訴提起はもちろんのこと、控訴審における主張・立証の態度は、訴訟を遅延させ、多くの市議を争いに巻き込み、市議会の運営を遅滞・混乱させようとの意図が明らかである。そしてこれは春日井市民の負託を裏切る行為にほかならない。

よって速やかなる訴えの却下ないし棄却の判決を求める。

以上